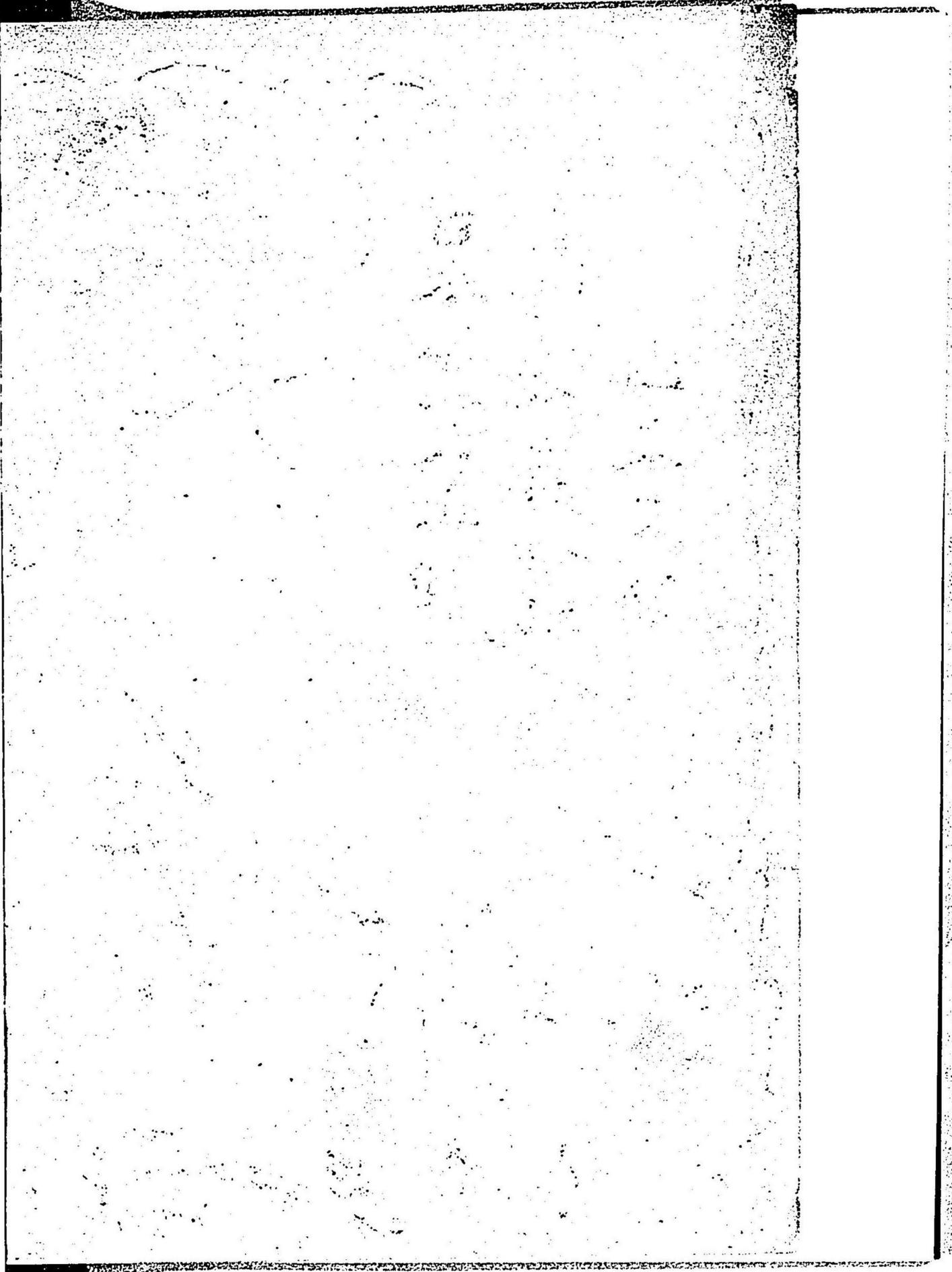


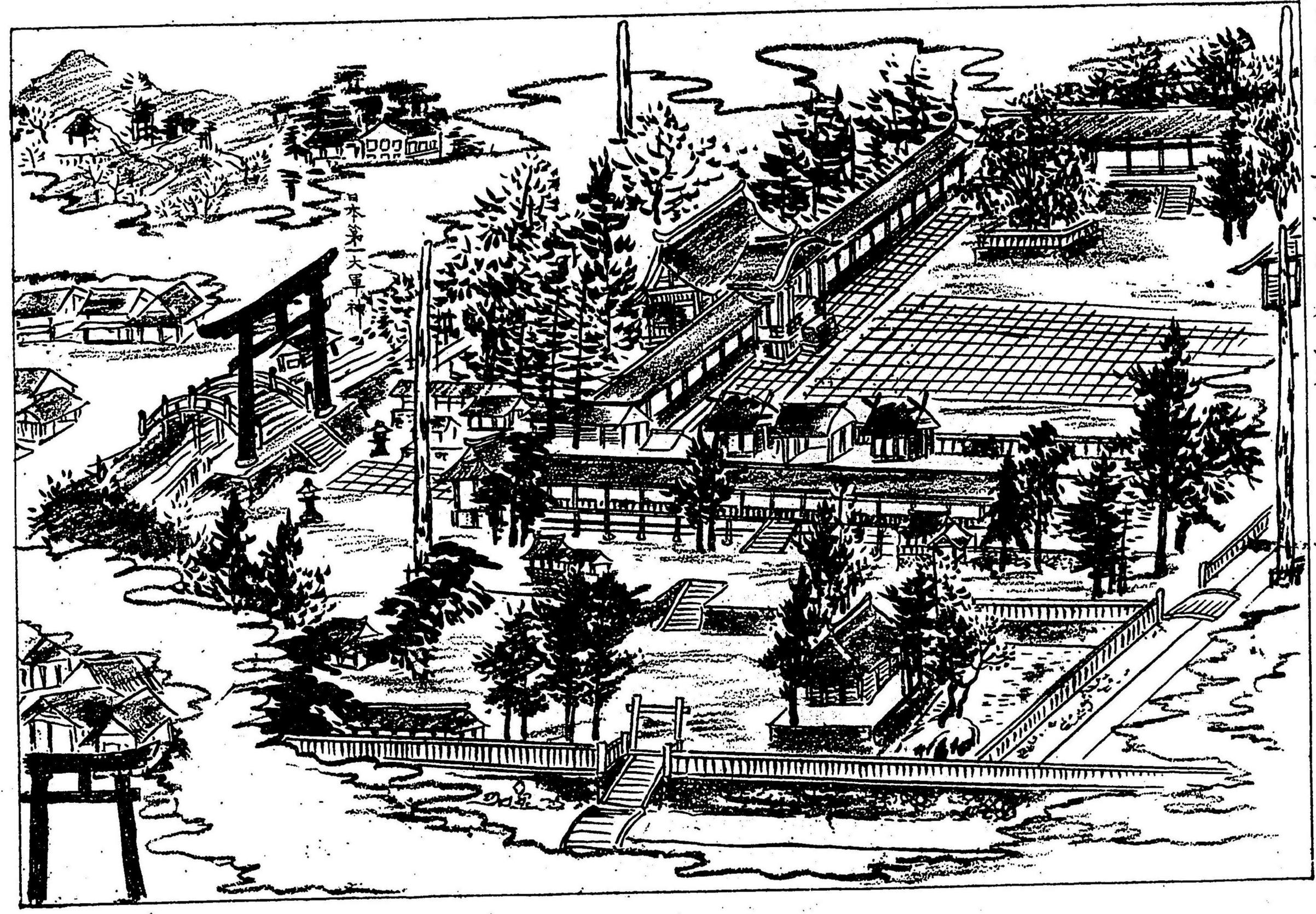


日本大軍神
由來畧録

369
259



官幣中社諏訪神社上社



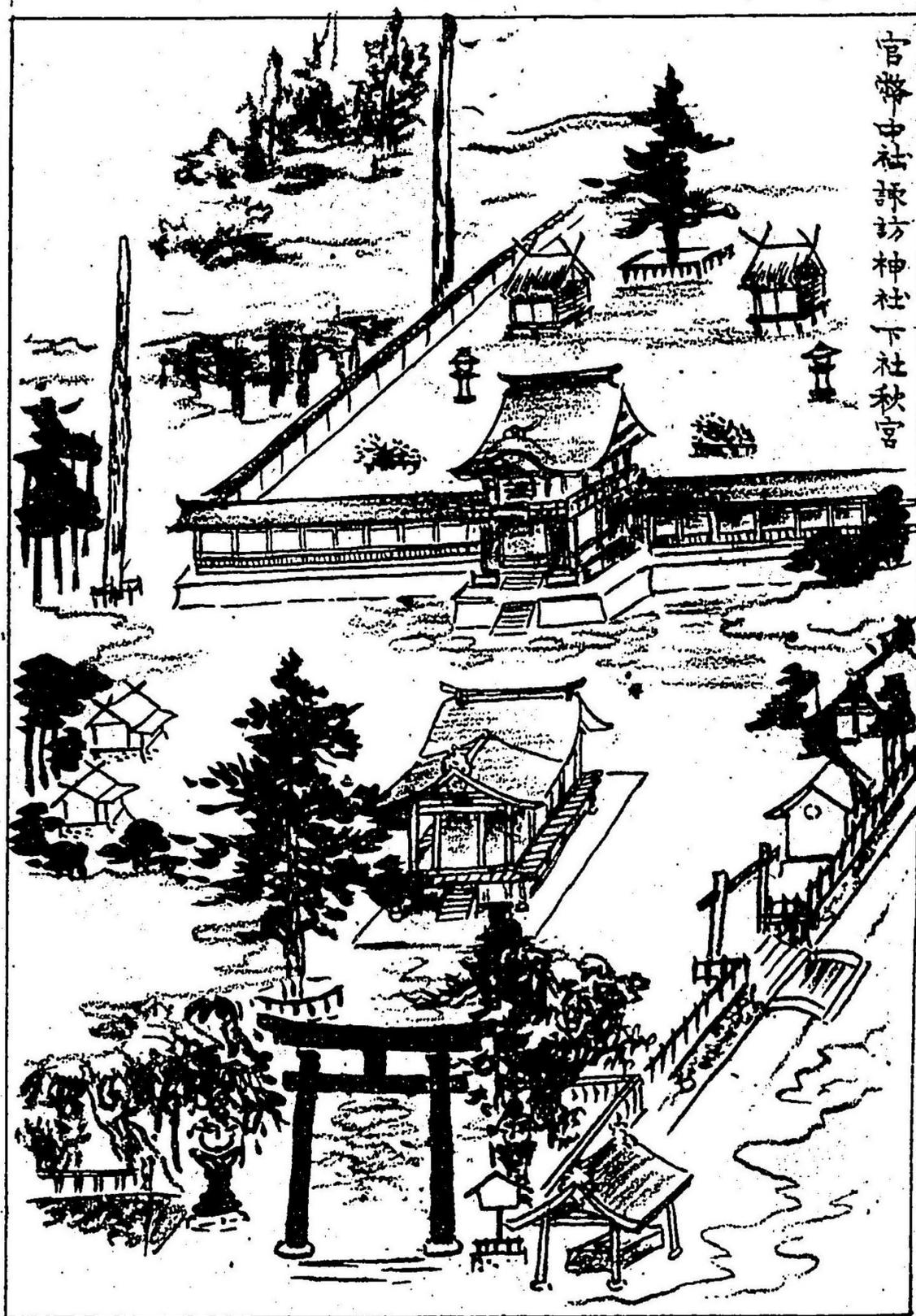
日本第一大軍神

特50 :
827



官幣中社諏訪神社上社前宮

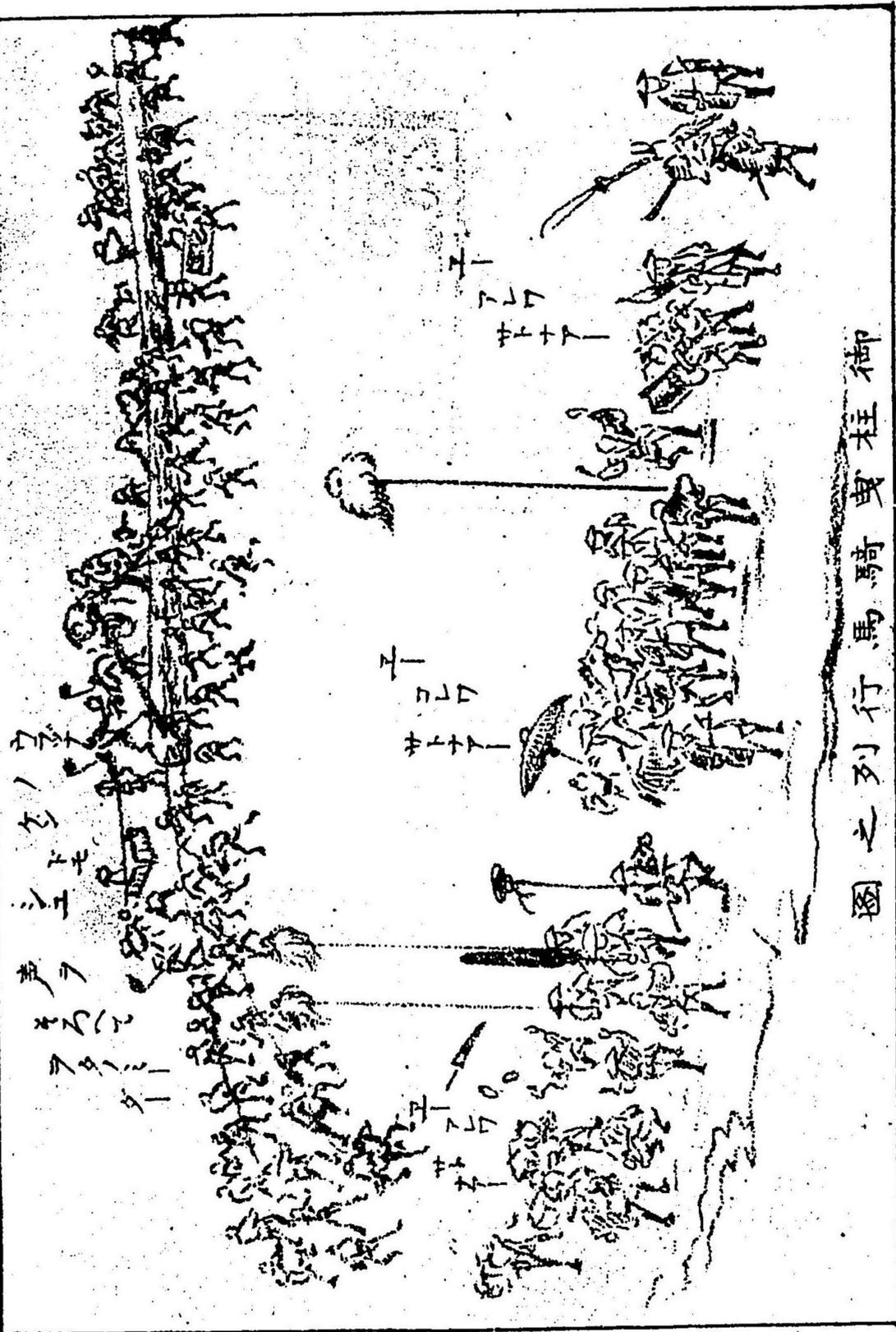
官幣中社諏訪神社下社秋宮



官幣中社諏訪神社下社春宮



御柱或騎馬行列之圖



諏訪神社由來略録

諏訪神社の起源 (略抄)

仰も諏訪大明神と稱し奉るは信濃國諏訪郡中洲村神宮寺に鎮座し給ひ當國一の宮(諏訪神社)にして日本第一大軍神と尊崇し奉る御父は天照皇大神の御弟素戔嗚命の王子大國主神第二の御子御母は高志河比賣命にして建御名方命と稱し后神を前八坂刀賣命と白し奉る此大神御元は八重事代命共に大造の功績を成し給ひ天孫降臨の時に當り天神の勅を奏し國土を献し竟に科野國洲羽の湖邊に到り我此地を開き永く國家を鎮護せんと此地に鎮り給ふ是れ諏訪神社由來にして青史に傳へらる、処なり其神性雄武にして智仁勇を兼ね鎮座し給ひてより以來夷賊を誅し外敵を退け國難に従へるもの擧て數なし珠に神功后皇三韓征討を守誰し后皇歸洛の上日本第一大軍神なりと宣し給へりとぞ故に世人日本第一大軍神と稱へ奉るも謂れある所なり

故を以て朝廷の奉崇淺からず仁明天皇の御宇承和九年神階五位の勅定を始めとし文徳清和兩朝には三位より二位に進み朱雀白川の御宇正一位に累進し後奈良天皇に至り諏訪正一位南宮法性大明神の法宸翰を賜はり醍醐の朝廷勅撰により名神大社と列格し給ふ爾來歷位階を進め或は神田を寄せ又は幣帛を奉る明治四年社格制定の時國幣中社に進み二十九年四月社格を官幣中社に榮進せらる是御神徳並に靈驗の新なるによるに外ならず

神力の靈驗

諏訪神社は古來より國家に事變ある毎に必らず靈驗を現はし上皇室より下萬民を守護し夷賊を掃蕩するを其任となし給へり神功皇后三韓を親征し給ふの時從て軍にあり偶々鬼神の如き兩將海上に現はれ弓箭を負ひ一劍を横へ眼光明星の如し皇后仍て武内宿禰をえて故を問ふ答へて曰く君異國へ發向せんとす天照大神の勅命により諏訪住吉二神守護の爲めと參すと皇后大に悦ひ花船に遵き靈膳を供へ幣帛を捧げて歸國に心なし十月海を航して出征す此時虚空より鷹鳩の群

鳥飛來り海中よりは魚族浮び出で兵船を護り忽ち異域に至る鼓鐘山川に響き旌旗日に輝く神風戰々と去て軍容爲めに色を増す新羅王曰く是東方日出る處に國あり日本と云ふ其國の聖主天皇神兵を擧げて來るなり防くべくもあらずと自ら歸服して降を乞ふ士卒も又資貨圖書を捧げて皇船の前に踰踞す新羅平く風を望みて高麗百濟亦戰して歸伏す之に於て三韓悉く平く之より年々朝貢怠りなく皇化に隨ふ此役皇道の諸神一同の守護に出つると雖も諏訪大神の美驗なること古記に明かなり

延暦二十年二月垣武天皇の御宇奥羽の夷將安倍高丸謀叛す因て朝廷坂上田村麿を征討大將軍として奥洲へ向はまむ將軍下向のとき諏訪神社に祈誓し征討につき神力の加護を得東夷を征伐し果さん願くは神靈を垂れ所願を成就し給へ上洛あらば御社殿を新造し日本無双の大神と仰き奉らん出向に當り兵客あり穀葉の藍摺の水子を着し鷹の羽の篋矢を負ひ葦毛の鳥に乗り來る將軍何人と問ひければ當國の住人なり仕官の爲めに參向すと將軍悦び之を主伴に加へ奥洲に趣く彼

高丸の居城は背後斷岩絶碧前は蒼海満ちとして人馬通せず官軍改むるに術なく計術を失ふ此時兵客數人の武者を現はし海上に走せ散せしむ兩軍皆奇異の思ひをなす兵客海上に射禮を施す是流鏑馬の禮なり高丸怖畏し城戸に望む忽ち鏑矢高丸の二眼にあたり逆に海中に落つ化人相集りて高丸の首を取り指上示せば官軍一同勝鬨をあく其聲天地を震動す餘賊望み見て悉く歸降す奥洲平定し將軍凱施の途に上行々信州に至り諏訪の界大とまりに至れば兵客冠帶を改め且つ曰く我は諏訪明神なり王威を守護し官軍に従属す既に東夷を平定し候上は今更に上洛の用なし賊首を將軍に渡し消へ給ふ將軍歸洛後諏訪明神の神助の趣き天聽に達し朝廷宣旨を下し諏訪郡田畠山野各千町毎年稻八萬四千束を給ひ神事の要脚にあておかる是坂上將軍の奏上を経たるによるなり

延暦二十三年弘法大師入唐の時當信濃國を修行あり諏訪神社に到り祈誓す渡海安穩法得萬全と祈願しける神託して曰く聖人法を重んじ命軽く求結の爲め遙々の海路を渡ること我も聖人に付添ひ唐に押渡り求法を守るべしと大師渡海ありて三年大法傳授意の如く猶天竺に渡り靈鷲山に登り釋尊を拜し奉る役得法修行なり歸朝せしこそ偏に諏訪明神の御加護によるものなり大同二年信濃國へ來り御祈誓なれば明神へ詣し謹で弘法護持の爲め萬里の波濤に耐へ眞言加持秘密の大法を傳來せしよと神助の賜なりと御禮詞を述へ大師御社の邊の巖石の下より金剛水を加持し淨水を得たり今の水口清水是なり時に一人の翁現はれ大師に告て曰く我は大明神の本地塵迹普賢菩薩なり大師入唐の時靈鷲山にて授法し青龍寺に於て密法を傳授せしも我なり傳ふる處の秘密及其奧秘兩部の蔓茶羅顯秘を三寶の浦池に一幕の塔婆を建立し納め給へ我住む加藍は之より辰己に當り居れり又萬事守護せんと御約束あり消へ給ふ大師心肝に徹し誓詞を奉しける此事大師より上聞に達えければ帝御感斜ならず勅命ありて信濃國一の宮と稱へ奉る

後宇多天皇の始め文永十一年十月元兵我邦邊に來仇す弘安二年六月神事の日異變あり大龍雲よ乘之西海に向ふ頭尾鮮ならず是大神の現

化し給ふ勢なり四年五月元の將夏貴范文虎等襲ひ來る其勢六百萬軍船大洋に連り強弩を備へ刀劍を飾り武備甚た嚴重なり猶後陣の續くと待と聞く國難の安危時々刻々に迫る朝廷諸方の神社に祈誓せしむ七月晦日夜よ至る一天俄に雲起り黒雲墨を流すか如く暴風吹き來り狂亂怒濤迅雷鳴動して電光激發し逆波忽ち天に漲る其様狀言語に絶ゆ數るの賊船悉く顛倒微塵に破れ軍兵の溺死するもの算なし之の神變により生還するもの恐怖し傳語して神國の威力に恐れざるなし之より以後彼亦我境邊を窺はず

明治二十七年朝鮮に事起り清國我國に對し暴慢無禮を極む遂に國交を破り信義を失ふにより我 聖上宣戰の勅を降し海陸の諸軍を出征せしめ清國を伐ち給ふ此役二十七年八月より翌二十八年五月に至り媾和全くなる此間海陸敷十回の戦闘寡兵を以て清の大兵に當る苦戰奮闘の狀思ひやられたり然れ共連戰連勝一度も敗れたることなし之全く忠勇無雙の將校士卒と神力の加助によるにあらざるなし茲に諏訪神社は日本第一大軍神の神座にあり給ふにより征清の役起

るや遠近諸國の人士戰勝の祈誓をなし皇軍の全捷を祈る政府亦數願えて皇國の萬全を期す四方より來るもの皆旗幟を献し寐食を忘れて祈願す献旗の數幾萬なるを知らず始め黃海の役靈鷹あり虚空より高千穂艦の檣上に來り留る之神明冥助を示し給ふ處戰勝の奇瑞なり一水夫あり之を捕ふ平然として動かす艦長將校兵士と懇に飼養す偶々侍從武官聖旨を銜て大同江に抵る艦長語るに靈鷹のことを以てす侍從武官之を奇とし携へて大本營に歸り狀を具して奏聞す天皇陛下深く喜はせ給ひ名けて高千穂と呼び鄭重に飼養せしむ後亦同艦大連灣に出動するや不思議にも靈鷹來て檣頭に留る艦長再度の祥兆に感悅し兵曹をして捕獲せしむ後亦大本營に奉る名けて有明と命せらる誠に奇瑞ありと云ふべし抑鷹は靈鳥にして神鷹と稱す古來諏訪大神の神鳥は鷹にして御狩に用ひ耕作の暴害を禦き給ふ諏訪流とて一流の鷹術あり 凡神の奇瑞戰功を扶助し強暴を討治す擁護の神徳今日新なるものなり

明治三十七年二月六日 日露國交絶へ十日宣戰の詔勅降る皇軍海陸

の兵を遼東の野に派し征露の舉に出て給ふ隨には九連城攻撃より金州南山の役遼陽の大決戦次て沙河大會戦に及び黒溝臺附近の會戦に續き奉天の大會戦に至る六大陸戦に併せて旅順攻圍陷落に至る激戦に參與せし將校士卒海軍にありては仁川沖の海戦より旅順海戦九回の射撃激戦に加ふる日本海的大海戦バルチック艦隊全滅に至るの間從軍せし將校兵士か或は出征の途に或は苦戦奮闘断なるのとき砲煙彈雨の術に屢々神靈奇特の美驗に感せしこと一再ならず崇敬の誠を盡し奉謝の祈禱を致せしもの枚擧に遑あらず有史以來の國難に當り忠勇義烈連捷勳功を奏し武徳揚り皇威四海に輝くに至る大明神の冥助は古今別なく空前の大局を皇道諸神と共に守護し國運の隆昌を擁護し給ふ神徳新かなりと云ふも堅し

御柱祭々典の抄録

寅申の支干諏訪神社に御柱祭の祭司あり但遷宮の諸法他社と別異する所なり 抑社殿古新二字は寅年一字を改造し神輿を遷し後七年を経申年古一字を改造し神輿を遷座し奉る故に古新二社並立して絶へず各十三年を以て輪轉改造す此造替の式様今に存し四本の御柱を立て造營の略式を爲すと然り遷宮は年の六月寅年は寅日申年は申の日を以て行ふこと、なりたれり

此古式垣武の御宇より始まり今尙跡襲して祭司を爲す祭年には國司官人を大行事に定め神事を配用す初春より諸撰の營造をなさす首服婚嫁の禮を憚り式年造營の大禮を重ねず造營は必らず越年を許さず御柱の大木四本神社の四方に建るは神代宮造の遺風を万世に残さん爲めなり往古の例に依り諏訪を距る東方五里餘隔つる御小屋官林に於て正月寅年は寅日申年は申日杣人清齋して五丈五尺の御柱八本を伐り式年の營作をなし造畢て覆勘啓白すと云ふ

因に云ふ御柱は國の基礎とし四方に建立して四海の波を踏み鎮め天下泰平朝敵退散の御神効なりと云ふあり

御柱曳

例年三月寅申の日山出しと稱し御小屋より營作を施せし御柱八本を曳出し總置場に至り順次勢揃ひを爲し順路子之神に曳付け一泊翌日

中河原御柱置場へ曳着け御柱を清淨し四月寅申の日に里曳と稱して御柱奉行二騎鐵鎧及鎗弓各數十物頭三騎次先驅二騎次御柱曳人夫一本毎に數百人以下頭郷社人從属す
騎馬先驅二人物持弓鎗各數人副祝次擬祝次權祝次禰宜大夫次神長官次大祝各弓矢を負ひ行列にて警衛す兩奉行寶劔守以下社人御柱は初日本社に一二前宮に一二を建て次の日本社に三四前宮に三四を建つ何れも威儀を正し嚴重に古式に依り營造す

神事 年行

一 蛙狩 正月元日蛙を御手洗川に捕へ神長官小弓にて射止め御占を行ひ御頭祭勤仕の頭郷村を定む年内神事始之なり
五口頭郷役人出頭十一日神符を納め頭郷は頭屋を新に葺葺にて造り奉仕の社人酉の祭神事の調度をなす
一 三月酉の日御頭祭 神代大神に扈從の諸神狩獵して得たる獸類の頭を實檢に供へし古事にして祭日遠近の諸所より獸頭を神前に奉る又神官へ饗膳の儀式は大神狩獵の勞を賞し酒饌を賜ひし古例の存する所此祭典又は猪鹿の頭七十五を神献するの古例なりと云ふ

一 矢ヶ崎神事 四月二十七日大歲社御座石社に於て神事を行ふ此祭は軍陣發向の式なり古昔は各郷より犬三十二疋を出し犬射原に於て犬進物をなし後御狩して鶉の御にへを奉る例なりしと云ふ

一 御射山御狩 七月二十四日此地に穗屋を作らしめ二十六日登山す
先前宮拍手溝上酒室關廬の諸社に於て神事を行ひ夫より御狩して御射山穗屋に至りて宿す二十七日尾花の幣帛を奉り神事を執行し二十八日二十九日神事三晝夜に及び穗屋に宿りて下山す

ある時金剛盛久御射山神事に假屋にて一首を讀める
尾花咲く穗屋のあたりの一むらに

えばし里あるあきの御射山

往古は大祭數多あれども世の移り變りにつれて或は滅り或は怠り神

事の次第も明治に至り諸式何れも一變せり

遷座祭

正月元日秋宮に神饌を供し神官社人奏樂して神輿に待し春宮に遷し奉る七月一日神官社人春宮へ出張楊柳の幣及神輿を供し元日の如く秋宮へ遷し奉る此日大船を青柴にて作り船中へ翁姫の像を飾り數百の人夫裸體にて之をかき秋宮に至り社地を三度廻りて祭事を行ふ之を御船祭と云ふ 警固としては鉾十二本旗數本鞍馬數疋弓鐵砲にて護衛し人夫は上社御頭郷より壯者數百人を出す例なり

諏訪七石

- 水口石 護摩堂ノ下 御座石 神前 硯石 神前 小袋石 磯並
- 蛙石 鉄塔内 龜石 茅野 小玉石 湯之脇
- 外四石
- 墨石 守屋 硯石 守屋 御掛石 蓮池浣池 矢立石 前宮

諏訪七不思議

平湖渡 神幸と云ひて嚴寒の頃諏訪湖水結のとき神渡りあることなり 上社より下社に向ひ氷上に直線の通路を驗顯す之より人馬湖上の通行を爲す古老明者の依りて作物の豊凶を占知し來りたるなり

元日蛙狩 正月元日神官御手洗川に氷を穿て蛙を浦へ小弓を以て蛙を射止め神前に備へ神意を受け御頭郷村を定む

高野鹿耳 三月酉日神仕を前宮に於て行ふ此時猪鹿七十餘頭を献頭する古例なり其献頭中必らず耳割鹿ありとなむ

葛井落葉喬木社頭にあり葛井の宮と稱す清池あり木葉池中に落下す 水中に沈て浮かず清池又不淨なし

寶殿點滴 二六時中萱葺の殿中に溜り聊も絶ゆる事なし 諸種筒粥 正月十五日社中に五穀を筒に納めて供え粥となす

御作田 六月晦日田に苗を植ゆ神至て熟す炊て供物に奉納す 諏訪七木

- 櫻稱木 粟澤 檀稱木 北真志野 峯稱木 高部 檜稱木 神之原
- 松稱木 本社内 榎稱木 室内 柳稱木 矢ヶ崎

上社未 三十九社神

上十三所

政所神社	子安神社	前宮大明神	前宮
磯並神社	高部	荒玉神社	馬場脇
大歳明神	塚原	茅野川大明神	茅野
柏手神社	前宮	苦御子神社	前宮
葛井神社	上原	溝上神社	前宮
瀬宮明神	磯並	玉尾神社	磯並
穗服神社	磯並		
中十三所		内御玉殿	前宮
藤島神社	神宮寺	酢藏神社	横内
雞冠神社	前宮	御座石神社	矢ヶ崎
習焼神社	真志野	相本神社	高部
御炊殿	本社	山御座神社	御射山
若宮八幡宮	宮本	御作田神社	

大四廬神社 御射山

關廬神社 室内

下十三所

八劔神社 小和田

鷲宮神社 大和

達辰神社 横内

下馬神社 前宮

御賀摩神社 本宮

惠美須神社 武居山

長廊神社 本宮

小坂神社 小坂

荻宮神社 上桑原

足長神社 上桑原

御賀摩神社 前宮

磯並神社 磯並山

中部辰神社 神殿内

納經 法華經書寫始法院三月廿一日より七日精進書始め紙は美濃紙
 を洗ひ筆は樺木にて書一字三體とし法華堂にて書寫十月十三
 日より禁足十六日辰の上刻本社欽塔へ奉納す

諏訪神社 下社由來

祭神は前八坂刀賣命を主神に建御名方富命を合祭し給ひ春宮秋宮と稱へ二社を鎮座と給ふなり命草菜を拓き鳥獸を驅り洪水を治め諸配神一族と共に土地を開拓し農桑の基本を作り航路を圍り給ふ世々耕作の神と稱し豊熟を祈り水旱に際しては神助を祈り奉る故に遠近諸國より五穀豊穰の御神として尊崇するもの多く又海外に航するものは船中の平穩を祈り身体の安全を願ふこと永世渝ることなし大同年中坂上田村麿兩社御營造ありし時弘法大師伽藍を建立し本地佛千手觀世音を安置し其後曆數を経て廻縁度々あり再興ありしか武田信玄川中島合戦の砌大願を祈誓し川中島に於て上杉謙信と合戦に及ぶ兩社大明神の加護により勝利を得ば田村將軍の例に倣ひ伽藍を建立し永く兩社を軍神と仰き奉らん去れば川中島數度の大合戦にも敗北なく歸陣ありける是により正親町院の御宇永録四年信玄信濃國一の宮の別當法養寺に命し神社造立の用意あり板垣駿河守信形とし千手堂造立成る八月觀音入佛あり其後信玄造立の繪圖を画し鐵胎を爲す此時近國亂れ出陣して空しく年月を送る元龜四年改元天正元年となる信玄死するよ及び其意を果さず後慶長七年常陸水戸の城主武萬千代九父の志願により新に三重塔を建立し給ふ

春宮

- 御寶殿 萱葺二箇所 上諏訪大明神 相殿 子安社 八千弋神社
- 正面御門殿 同左右廻廊 神樂殿 若宮神社 藥師堂
- 社人祈念所 下馬橋役所 石鳥居護摩堂 駒澤鎮守 御供所
- 出早社 材木屋 香取大明神 飼鶴明神社 天王社

秋宮

- 御寶殿 萱葺二箇所 正面御門屋 左右廻廊 三方玉垣 鹿島明神
- 天照皇大神宮 正八幡宮 社園社 白狐社 法納堂 山王社
- 大工屋 青塚明神 御玉殿 社人參籠所 眞海社 御作田社
- 鳥居護摩堂 千手觀音堂 三重塔 鐘樓堂 二王門 天神社
- 貴船社 内御寶殿 浮島社 大黒天 御座石神事屋 大師堂
- 彌勒堂 二十五社 駒形堂

信濃國諏訪郡は大明神御開拓以來一國なりしか元正天皇養老五年
 諏訪郡と稱し天平三年信濃國と改む一の宮の神領にてあり玄桓武
 天皇第六の王子身曾貴有員親平頼方公當官に御下向あり大明神を
 保持し嵯峨天皇より山鳩宮の御衣を有員卿に下し給ふ之れ諏訪家
 の宗祖なり當國を領して兩社を護持し奉る
 當社は唯一神道の根源にして本朝無雙の靈社なり天正十年三月三
 日織田信忠當地に亂入當社及各寺社を悉く灰燼と歸せしむ殘存す
 るもの僅か堂塔三四箇所に過ぎず千秋の恨事なり斯る大社を烏有
 たらしむるのみか御三朝の勅額を燒き其外社寶を燒棄せしこそ惜
 みて餘あり

諏訪社灰燼後三十六年間大破に及びて唯一宇の假小殿の中に鎮座
 し給ひしか御水尾院の御宇大將軍秀忠諏訪因幡守頼水公に命し田
 村將軍の例に倣ひ御本社御營造元和元年より元和三年に至り御拜
 殿御落成霜月御上棟神前一宇御殿は元和六年十二月御上棟寛政年

間延慶再建天保年間神樂殿三十九社御末社天水の御宮藥師堂再建

天保三年御本社御造營始め天保六年に至り御成就落成せられたり

本社所在地

上社 諏訪郡中洲村神宮寺區にあり上諏訪停車場より二里茅野停

車場より一里余前宮は本社を距る十八丁宮川村小町屋區に

あり茅野停車場より十八丁余

下社 下諏訪町にあり上社へ三里余下諏訪停車場より春宮へ約八

丁秋宮へ約五丁上諏訪停車場より湖岸約一里

上社下社の距離三里餘

明治四十五年自四月十二日至五月二日勅祭創始千二百年祭臨時大祭
 に當り大神の稜威尊嚴の下に御事蹟の榮耀を抄録し聊か敬祠者の假
 宜に供し以て紀念に資せんとす

明治四十五年四月十一日印刷
明治四十五年四月十五日發行

長野縣諏訪郡豊平村貳百參拾五番地

編纂者 柳平百三郎

長野縣諏訪郡上諏訪町參千貳百拾參番地

印刷人 小平賢一郎

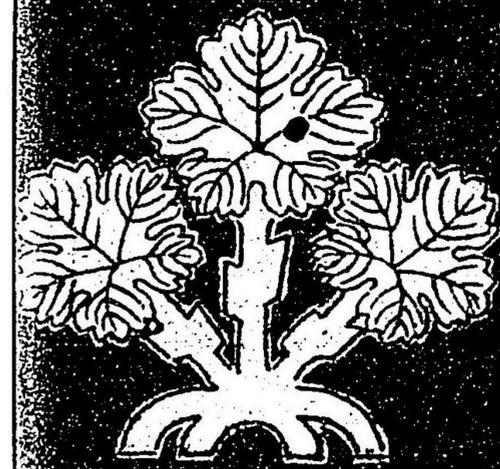
全縣全郡全町參千貳百拾參番地

印刷所 文魁堂石版印刷所

全縣全郡中洲村神宮寺大鳥居前

發賣所 瀧澤屋





11-20-50

特50

827

諏訪神社由来略録

国立国会図書館

014308-000-0

特50-827

諏訪神社由来略録

柳平 百三郎 / 編

M45

ABB-0651

